

<取扱い注意>

2018年総合生活改善の取り組み 拡大戦術会議登録組合(12組合) 要求(賃金・非正規労働者の取り組み・一時金)内容

プレス用(確定版)

2018年2月14日  
自動車総連

組合名	要 求 基 礎				要 求					
	年令 歳	勤続 年	扶養 人	組合員数 人	平均賃上げ 円	非正規労働者の取り組み(賃金・一時金・企業内最低賃金など)	個別賃金*1 円	一 時 金 (カ月)		
								年間月数	夏	冬
トヨタ	38.5	17.4	1.0	62,529	10,300円 (内、賃金制度維持分7,300円)	<賃金>スキルド・パートナー会員：一般組合員の交渉結果に連動した賃金を要求する。 パートタイマー会員：一般組合員の交渉結果に連動した賃金を要求する。 シニア期間従業員会員：現行の日給を150円引き上げる。 <一時金>スキルド・パートナー会員：一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。 パートタイマー会員：一般組合員の交渉結果に連動した一時金を要求する。	378,480	6.6	3.6	3.0
日産	41.6	18.5	0.7	19,549	平均賃金改定原資9,000円	シニアパートナー組合員、パートナー組合員 ：(一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額3,000円/時給の一人平均改定額20円	(350,100)*2	5.8	-	-
本田技研	42.9	20.6	1.3	35,629	3,000円	<賃金>再雇用従業員：再雇用制度に関する協定書に基づき改定する。 定年退職時点の基準内賃金への乗率を51.5%にすることを要求する。 <一時金>再雇用従業員：年間5.0ヵ月+1.2ヵ月(6.2ヵ月) <その他>直接雇用の非正規労働者に対してもベースアップを含めた処遇改善などの検討を行うよう、 労使議論の場を通じて会社に要望する。	373,025	5.0+1.2	3.2	3.0
マツダ	38.9	16.4	1.2	19,621	賃金改善分3,000円	<賃金引き上げ>エキスパート・ファミリー組合員および期間社員組合員 ：等級5以下組合員の平均定時間月収の比率に連動した額を要求する。 <年間一時金>エキスパート・ファミリー組合員：等級5以下一般社員に連動する。 期間社員組合員：妥結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を 乗じた金額を特別手当に加算する。	○	5.3+0.1	2.65+0.1	2.65
三菱自工	39.7	15.2	1.0	11,745	賃金改善分3,000円	<賃金改善分> シニア・パート社員、期間社員、パートタイマー：月給制：3,300円、時給制：20円を要求する。 <年間一時金> シニア・パート社員：社員平均支給月数が決定後、シニア・パート制度にもとづき、労使で確認・ 決定する。	324,300	5.5	2.7	2.8
スズキ	38.3	16.1	1.0	15,965	賃金制度維持 (昇給制度維持) +賃金改善分3,000円	<賃金> 再雇用嘱託社員：正規従業員に準じた賃金改善分を要求する。	○	6.0	3.0	3.0
ダイハツ	39.0	16.8	1.4	10,730	賃金水準維持 +賃金改善分3,000円	<賃金改定原資> シニアパートナー・パートタイマー組合員：賃金改善分 時給20円	○	5.7	2.8	2.9
SUBARU	37.6	16.0	1.1	14,085	賃金体系維持分 +賃金改善分3,000円相当	再雇用者(シニアスタッフ、シニアパートナー)：一人平均3,000円相当の賃金引き上げを要求する。	298,304	5.0+1.0	2.5+0.5	2.5+0.5
いすゞ	38.8	17.5	0.8	6,976	3,000円	<賃金引き上げ>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ)：日給120円の引き上げ額を要求する。 <一時金>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ)：一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を 要請する。 <その他>組合員以外の直接雇用非正規労働者：諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、 職場の一体感の醸成に資する労働諸条件の改善を要請する。	○	5.0+1.0	3.0	3.0
日野	33.6	11.9	0.7	9,909	定期昇給分 +賃金改善3,000円	<賃金引き上げ> シニア組合員：組合員に準じた賃金改善を要求する。 <一時金> シニア組合員：年間5.7+0.2ヵ月分を要求する。	356,816 *3	5.7+0.2	2.95	2.95
ヤマハ発動機	40.2	16.8	1.1	9,036	賃金改善分3,000円	定年再雇用者 ：平均賃金の1%相当(2,000円)の処遇改善を要求する。 (公的給付などへの影響を踏まえ、退職金水準の引き上げを要求) その他の直接雇用の非正規労働者 ：処遇改善を要求する。	○	6.3	3.15	3.15
日本特殊陶業	37.1	14.9	1.0	5,575	賃金改善分3,500円	雇用継続(組合員)：賃金改善要求額に準じた額を目安に取り組む。(賃金改善分2,700円)	330,500	6.7	-	-
12組合	38.9	16.5	1.0	221,349 (合計)	-	-	-	6.01	-	-
内、メーカー11組合	39.0	16.7	1.0	215,774 (合計)	-	-	-	5.95	-	-

(\*1) 個別賃金については、「技能職中堅労働者(中堅技能職)(注)」を銘柄とする。

個別賃金の要求欄が「○」の組合は、要求は行方が水準は非公開。

(\*2) 前年度到達水準が維持されることを確認する。(参考値)

(\*3) 現行値に賃金改善分を反映させた理論値。

(注)「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。